

第22号様式(第14条)

(表)

立 入 檢 査 員 証

職 氏 名

上記の者は、公園内の占用物件又は公園施設もしくは使用場所に立ち入り、検査等の事務に従事する職員です。

年 月 日

横浜市長

印

(有効期限 年 月 日)

(A7)

(裏)

横浜市公園条例ぬきがき

(立入検査)

第23条 市長またはその命じた者もしくはその委任を受けた者は、公園の管理上必要がある場合においては、その必要限度において、公園内の占用物件または公園施設もしくは使用場所に立ち入り、調査し、検査し、または関係人に質問することができる。

2 前項の規定により、市長の許可を受けて占有している占用物件または公園施設もしくは使用場所に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入の際、あらかじめその旨をその占有物件等の占有者に告げなければならない。

3 第1項の規定により、公園内の占用物件または公園施設もしくは使用場所に立ち入ろうとする者は、規則で定めるその身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

〔備考〕 用紙は、厚質白紙